

後期基本計画

1 基本計画について

(1) 基本計画とは

基本計画は、目標年次を2022（令和4）年度として策定した第4次総合計画を構成する計画の1つです。第4次総合計画は、基本構想と基本計画の2層で構成し、それぞれ別の冊子で作成します。

この基本計画は、基本構想で定めた将来像を実現するために必要な具体的な取り組みを体系的に示すものとなります。実効性のある計画とするために、適切な指標や目標を設定します。

また、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、計画期間は、前期計画を2013（平成25）年度～2017（平成29）年度、後期計画を2018（平成30）年度～2022（令和4）年度の各5年間とします。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

今回（2021（令和3）年2月改訂）の見直しは、前期計画を策定した2013（平成25）年度から本村を取り巻く社会情勢が変化していることに鑑み、これに対応することを目的として行うものです。

(2) 計画の体系

将来像

『小さくてもキラリと光る村とびしま』

行動指針

『私たちが育む村を
みんなで育てる』

将来人口

2022（令和4）年度の
将来人口
『 5,000 人 』

むらづくりの目標

防災

消防・防犯

交通安全

土地利用・居住環境

道路・交通

上下水道・排水対策

公園緑地・自然

環境問題・廃棄物対策

学校教育・青少年健全育成

生涯学習・スポーツ・文化

子育て

健康長寿

医療・高齢者福祉・障がい者福祉

農業・水産業

商工業・労働

高度情報通信

国際社会・男女共同参画社会

自治活動

行政サービス

重点施策

子どもが
すこやかに育つ
むらづくり

住民が
交流を深める
むらづくり

安心して
生活できる
むらづくり

施策体系

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・地域防災体制の強化 | ・防災意識の高揚 |
| ・消防活動の充実 | ・地域防犯力の向上 |
| ・くらしの安全の向上 | |
| ・交通安全意識の高揚 | ・交通安全対策の推進 |
| ・土地利用の適正化 | ・農地保全の推進 |
| ・幹線道路の整備 | ・生活道路の維持管理 |
| ・地域交通の利用促進 | |
| ・上下水道の適正管理 | ・地域に親しまれる水路の整備 |
| ・雨水排水対策の推進 | |
| ・公園整備の適正化 | ・住民参加による公園づくり |
| ・自然環境の保全 | |
| ・省エネルギー社会の形成 | ・廃棄物対策の推進 |
| ・環境衛生の向上 | |
| ・小中一貫教育の充実 | ・地域と連携した学校教育の推進 |
| ・小中学生の心身の健康づくり | ・就学支援の充実 |
| ・学習環境の充実 | ・青少年健全育成の推進 |
| ・生涯学習の推進 | ・生涯スポーツの推進 |
| ・地域固有の文化の伝承と保護 | ・文化施設・体育施設の管理運営 |
| ・社会教育・社会体育団体の活性化 | ・図書貸出機能の強化 |
| ・図書館利用者サービスの充実 | |
| ・保育サービスの充実 | ・児童福祉の充実 |
| ・子育て支援サービスの充実 | ・ひとり親家庭への支援 |
| ・健康づくり活動の推進 | ・心の健康づくり |
| ・食育の推進 | ・疾病予防 |
| ・高齢者の自立支援 | ・高齢者の生きがいづくり |
| ・社会福祉の充実 | ・医療及び救急医療の充実 |
| ・介護者支援の充実 | ・障がい者支援の充実 |
| ・生産者の顔の見える産地づくり | ・農業・水産業の継承 |
| ・生産性を高める農業体制の整備 | ・農業生産基盤の強化 |
| ・臨海部企業との連携強化 | ・中小企業の経営基盤の強化 |
| ・働きやすい労働環境づくり | |
| ・電子自治体の推進 | ・地域でのICT利活用促進 |
| ・国際交流の推進 | ・男女共同参画意識の啓発 |
| ・コミュニティの活性化 | ・住民参加の仕組みづくり |
| ・自主的なむらづくり活動の促進 | ・社会参画を促す環境づくり |
| ・広報広聴・窓口サービスの充実 | ・広域行政の推進 |
| ・開かれた議会づくり | ・村の魅力づくり |